

第 2 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和4年4月27日

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和4年4月27日(木曜日)

午後0時58分開議

午後1時59分休憩

午後2時6分開議

午後3時23分閉会

本日の会議に付した事件

令和4年度主要事業等の説明

出席委員(7人)

委員長 中村亮彦

副委員長 荒川知章

委員 鎌田 聡

委員 吉永和世

委員 高野洋介

委員 橋口海平

委員 竹崎和虎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原雅之

政策審議監 横尾徹也

医監 山口喜久雄

環境局長 波村多門

県民生活局長 永江昌二

環境政策課長 江橋倫明

水俣病保健課長 入田秀喜

水俣病審査課長 枝國智子

環境立県推進課長 吉澤和宏

環境保全課長 村岡俊彦

自然保護課長 蓑田公彦

循環社会推進課長 福原彰宏

くらしの安全推進課長 東田智裕

消費生活課長 福永公彦

男女参画・協働推進課長 板橋麻里

人権同和政策課長 鈴木和幸

商工労働部

部長 三輪孝之

政策審議監

兼商工雇用創生局長 上田哲也

産業振興局長 内藤美恵

商工政策課長 津川知博

商工振興金融課長 篠田誠

首席審議員

兼労働雇用創生課長 工藤真裕

産業支援課長 辻井翔太

エネルギー政策課長 岡山公明

企業立地課長 工藤晃

観光戦略部

部長 原山明博

政策審議監 府高隆

観光交流政策課長 久原美樹子

観光企画課長 川寄典靖

観光振興課長 石井利幸

首席審議員

兼販路拡大ビジネス課長 前田隆

企業局

局長 竹田尚史

総務経営課長 亀丸明弘

工務課長 伊藤健二

労働委員会事務局

局長 吉野昇治

審査調整課長 舟津紀明

事務局職員出席者

議事課主幹 山本さおり

政務調査課主幹 近藤隆志

午後0時58分開

○中村亮彦委員長 ただいまから第2回経済

環境常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

さきの第1回経済環境常任委員会において、委員長に選任をいただきました中村でございます。

この1年間、荒川副委員長と共に、円滑な委員会運営を心がけて、しっかりと務めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

経済環境常任委員会でございますので、経済の発展、そしてまた環境に対する課題の処理、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに決意をいたしておるところでございます。

委員の皆様方におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますとともに、執行部の皆様方におかれましては、御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

短い挨拶でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

続きまして、荒川副委員長から挨拶をお願いします。

○荒川知章副委員長 同じく、さきの委員会におきまして、副委員長に選任いただきました荒川でございます。

今後1年間、中村委員長の補佐役として、一生懸命取り組んでまいりますので、委員各位、そして執行部の皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○中村亮彦委員長 本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載のとおり、環境生活部を前半に、商工労働部、観光戦略部、企業局及び労働委員会を後半に入れ替えて実施することといたしております。

なお、今回は、執行部を交えての初めての委員会でございますので、初めに執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

課長以上については、自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により紹介に代えさせていただきます。

それでは、小原環境生活部長から、役付職員名簿の順番により、自席から自己紹介をお願いします。

（環境生活部長、政策審議監～人権同和
政策課長の順に自己紹介）

○中村亮彦委員長 ありがとうございます。

1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入ります。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 環境生活部の主要事業等の説明に入ります前に、アサリの産地偽装問題について御説明いたします。

アサリの産地偽装の根絶のため、2月8日に、国に対し、いわゆる長いところルールの見直し等を要望しておりましたところ、先月末、蓄養を長いところルールから除外する見直しなどが示されました。

しかしながら、養殖については、長いところルールが適用されることから、今年11月に、流通、販売調査の実施と取締りの徹底、

アサリの原産地表示に関する書類の保存義務化及び保存期間の設定について追加要望をいたしました。

あわせて、国の制度改正を待たず、本県独自の取組として、原産地表示に関する書類の保存義務化及び保存期間を規定した条例案を作成し、今月15日にパブリックコメント手続を開始したところです。

産地偽装は、消費者を裏切る犯罪行為であり、絶対に許されるものではありません。今月12日から県産アサリの出荷が再開されたところですが、食品表示法を所管する本部としては、引き続き、国や熊本市、関係機関と連携し、徹底した調査、取締りを進めるとともに、農林水産部とも連携し、引き続きアサリの産地偽装の根絶に全力で取り組んでまいります。

それでは、今年度の組織機構について御説明いたします。

組織機構図及び役付職員名簿の1ページをお願いいたします。

当部は、資料の右側から順に、政策審議監の下に3課、環境局長、県民生活局長の下に各4課、合わせて本庁11課及び出先機関として水俣市にあります環境センターで構成し、職員数は、本庁181名、環境センター4名、合計185名でございます。

次に、令和4年度主要事業及び新規事業の1ページをお願いいたします。別冊になります。

令和4年度当初予算でございますが、当部では、水俣病問題への対応、環境の保全や県民の快適で安全安心な暮らしの実現に向けた施策を推進するため、総額152億700万円余の予算を計上しております。

その主な内容について、環境及び県民生活の各分野における新たな取組を中心に御説明いたします。

まず、環境の分野では、2050年県内CO₂排出実質ゼロの実現に向けて、県民一人一人

の行動や企業、特に中小企業の取組までつながるよう、CO₂削減の取組内容等を様々な形で見える化し、県全体に波及させてまいります。

また、県の率先行動として、防災にも資する再エネ設備の県有施設への導入などを積極的に進めてまいります。

さらに、流域治水にもつながる地下水涵養対策として、雨水浸透施設の地下水涵養効果等の検証などにも取り組んでまいります。

このほか、鳥獣被害対策として、新たに射撃研修等による銃猟者の確保、育成などにも取り組んでまいります。

次に、県民生活の分野では、ゼロカーボンにも資する食品ロスの削減に関係部局連携して取り組むとともに、高齢者の交通事故防止のため、踏み間違い防止装置等の導入支援や飲酒運転根絶等のための広報啓発など、交通安全に資する取組を強化いたします。

さらに、各分野で活躍する女性のロールモデル発信など、女性の社会参画の加速化にも取り組んでまいります。

また、直面する重要課題であります新型コロナウイルス感染症への対応、令和2年7月豪雨からの創造的復興への対応についても、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

また、水俣病問題への対応についても、新型コロナウイルスの感染症対策を徹底した上で、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々への日常生活の支援等に引き続き取り組んでまいります。

次に、熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等として、総額27億3,400万円余の予算を計上しております。

以上、予算総額は、一般会計と特別会計を合わせて179億4,200万円余となります。

詳細につきましては、関係課長が説明いた

しますので、よろしくお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

2ページをお願いいたします。

チッソ金融支援につきましては、1に記載のとおり、汚染原因者負担の原則を堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金支払いに支障がないようにするため、昭和53年以降、患者県債等を発行し、チッソに資金を貸し付ける形で金融支援が行われてきました。

しかし、チッソの借入金が増え、経営的に厳しくなったため、平成12年に現在の形である抜本的支援策が閣議了解されております。

2に、その支援策の概要を記載しております。

それまでの患者県債方式を廃止し、(1)のとおり、チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済ができるよう、所要の支払い猶予等を行います。また、その際には、(2)のとおり、支払い猶予等相当額について、国庫補助金や100%地方交付税措置のある特別の県債で対応することとしておりますので、県の負担はございません。

なお、この金融支援に際して、万一不測の事態が発生した場合には、国において万全の措置を講ずる旨、平成12年に閣議了解がされております。

また、チッソは、現在厳しい経営状況下にあり、国の要請に基づき、昨年3月に業績改善計画を策定し、経営改善に取り組んでいるところです。

これを踏まえて、県は、同計画期間内における平成7年政治解決一時金県債の支払い猶予を行っております。

3ページをお願いします。

チッソへの貸付けにつきましては、特別会計を設けて資金管理しております。

内訳は、表のとおりでございます。

また、その下に、参考としまして、令和3年3月末現在のチッソの公的債務残高を記載しております。元利合わせて、2,143億円余でございます。

4ページをお願いします。

「水銀フリー社会」の実現に向けた取組の推進についてですが、平成25年に本県で開催された水銀に関する水俣条約外交会議において、知事が行った水銀フリー熊本宣言を踏まえ、水銀を使わない水銀フリー社会の実現に向けた取組を行うものです。

今年度は、(1)から(3)のとおり、啓発用動画の作成や駅などの集客施設におけるデジタルサイネージ等を活用した情報発信、中学生や高校生を対象とした出前講座の実施、連携大学院における水銀専門家の育成支援といった取組を実施してまいります。

環境政策課は以上です。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

5ページをお願いいたします。

項目欄1の医療対策の推進につきましては、水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るため、医療費の自己負担分等を給付するものでございます。

説明欄の表を御覧ください。

左側の水俣病被害者手帳をお持ちの方は、平成21年制定の特措法により救済された方々、また、右側の医療手帳をお持ちの方は、平成7年の政治解決により救済された方々で、それぞれ給付内容欄に記載のとおり、医療費の自己負担分や療養手当などの給付を行っているものでございます。

次に、項目欄2の水俣病関連情報の発信及び保健福祉の充実でございます。

説明欄1の水俣病関連情報発信事業は、県

内の小中高校や教職員、保護者などを対象に、県が水俣病の啓発を行うものでございます。

2の水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市など水俣病発生地域の市や町が行う情報発信事業を支援するものでございます。

3の胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、患者の方々の日々の暮らしを支える日常生活の支援や外出等の社会参加の支援に要する経費でございます。

4の環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病被害者等保健福祉ネットワークの運営や水俣病犠牲者慰霊式、もやい祭りなど、水俣市や芦北町が行う取組を支援するものでございます。

水俣病保健課は以上でございます。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

6ページをお願いいたします。

水俣病審査課では、説明欄に記載のとおり、公害健康被害の補償等に関する法律、いわゆる公健法に基づく水俣病の認定審査業務を行っております。

1の水俣病認定審査業務の推進でございますが、審査業務では、認定申請をされている方に対しまして、まず、(1)に記載のとおり、審査の前提となる疫学調査と検診を行っております。その後、(2)に記載のとおり、認定審査会による審査を経て、知事による認定または棄却の決定を行うこととなります。

米印にございますように、3月末現在の申請件数は、369件となっております。

次に、2の水俣病認定申請者治療研究事業でございます。

これは、水俣市などの指定地域に5年以上の居住歴があり、申請から1年を経過した申請者などに対し、知事による決定があるまでの間、医療費等を支給する事業でございます。

3月末現在の対象者は、172人となっております。

次に、3の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございます。

これは、熊本大学医学部と複数の基幹病院をネットワークで結び、水俣病の診療に関して、最新の医療やより専門的な指導や助言ができるようにする事業でございます。

7ページの訴訟等対応業務についてですが、水俣病審査課では、認定審査業務とともに、知事の棄却決定に対する行政不服審査や訴訟への対応も行っております。

3月末現在の状況につきましては、資料に記載のとおり、訴訟が7件、行政不服審査が68件となっております。

水俣病審査課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

8ページをお願いいたします。

1、地球温暖化対策の推進の項目です。

2050年県内CO₂排出実質ゼロを目指し、県全体で地球温暖化対策に取り組み、あわせて気候変動の影響による被害を軽減するための適応策にも取り組みます。

1の県民ゼロカーボン行動促進事業では、家庭におけるCO₂削減に向けて、昨年度作成しました(1)のゼロカーボン行動ブックを活用した啓発等に取り組んでまいります。

2の球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業では、一定の断熱仕様の住宅リフォーム等に対する補助を行います。

3の2050くまもとゼロカーボン推進事業では、(1)のように、県内企業と連携してCO₂削減方策を検討し、成果を中小企業へ横展開できるよう取り組んでまいります。

また、(2)のように、初期投資ゼロモデル、具体的には、県事務所の駐車場を企業にお貸しし、企業がカーポート型の太陽光パネルを設置すると、そして、県はその電気を買

い入れるという形でのビジネスモデルですけれども、これを活用した再生エネルギーの導入など、県は率先行動を行い、(3)のように、昨日、第1陣が国で発表されました脱炭素先行地域の創出等に向けて取り組んでまいります。

(4)につきましては、新規でございますけれども、御船町に予定されているごみ発電所で発生する熱や電気等を地域で循環利活用する調査を行ってまいります。

下の2の地下水の保全の項目です。

1の新規でございますけれども、雨水浸透施設促進事業については、宅地等で雨水を地下に浸透させることにより、まず地下水を保全します。そうすると、河川への流入量が減少しますので、流域治水にも貢献するということになります。そのような雨水浸透ます等について、設置効果や適地、不適地を見える化し、設置促進を図ってまいります。

2の地下水保全条例円滑施行事業は、地下水の許可手続を行うとともに、地下水採取者に地下水涵養対策や地下水使用合理化対策を促してまいります。

3の熊本地域地下水保全協働推進事業では、くまもと地下水財団を支援し、白川中流域等での水田湛水等の地下水保全対策を推進します。

10ページをお願いします。

3の有明海・八代海の再生については、特別措置法に基づきます県計画や県議会での提言に沿って、当課では、下にありますような普及啓発や再生推進対策の検討を進めてまいります。

4の環境教育・学習の推進です。

将来を担う子供を対象に、地球温暖化などをテーマに環境教育を実施し、さらに家庭等への意識浸透を図ってまいります。

1の環境センター運営事業のうち、新規の(3)高圧受変電設備改修は、設置から30年ほど経過し、不具合を生じている高圧受変電施

設を改修するものでございます。

続きまして、下のページです。

2のくまもと環境教育の推進ですが、再掲的にまとめて記載しております。環境出前講座では、県内の小中学校や保育園等に出向き講義を実施します。そのほか、昨年度作成し、各委員にもお送りさせていただきましたゼロカーボン行動ブック等を活用した環境学習等を実施してまいります。

環境立県推進課は以上でございます。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

今年度の主要事業の主なものについて御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

まず、項目1、大気質の保全対策の推進についてでございますが、説明欄の2、事業概要(2)の大気環境監視事業でございますが、県内35か所の大気測定局にて、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染物質について、24時間自動測定による監視を行っており、観測データはリアルタイムで県のホームページで公開しております。

大気の汚染状況が悪化した場合は、関係機関、県民に対して、光化学スモッグ注意報の発令やPM2.5の注意喚起をメールなどにより行います。

次に、下の項目3、アスベスト対策の推進でございます。

説明欄2、事業概要(1)の石綿健康被害救済制度、相談対応等としまして、保健所を窓口として、相談対応や救済給付申請の受付を行っております。受け付けた申請は、独立行政法人環境再生保全機構を通じて国で審査されます。

14ページをお願いいたします。

(2)の特定粉じん排出等作業監視事業についてでございますが、建築物の解体やアスベスト除去作業において、作業基準が遵守され

ているかを届出指導、立入検査を通じて監視するとともに、漏えいがないか、大気中アスベスト濃度調査を実施しております。

次に、項目4、水質保全対策の推進でございます。

説明欄の2、事業概要(2)の地下水質監視事業でございますが、計画に基づき、地下水の汚染状況を把握するための調査を継続的に実施するとともに、硝酸性窒素汚染については、農政等関係部局と連携して対策を進めているところでございます。

次に、下の5、開発における環境配慮の推進でございます。

説明欄の2、事業概要(2)の環境影響評価審査費でございますが、いわゆる環境アセスメントと言われるものでございまして、大規模開発の際に、事前に事業者が行った調査予測評価について、環境に配慮した開発事業が行われるよう、専門家、行政、住民の意見を踏まえながら審査を行うものでございます。

次に、(3)の流水型ダム環境影響評価審査費でございますが、川辺川で計画されている流水型ダムについて、国が実施する法と同等の環境アセスメントの審査を行うものです。

次に、6、水道事業の推進でございます。

説明欄の2、事業概要(1)の水道事業基盤強化(広域化)推進でございますが、将来にわたる水道水の安定供給のため、複数の市町村にまたがる広域連携などによる経営基盤強化の取組を市町村と連携して推進するものです。

環境保全課の説明は以上でございます。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

17ページをお願いします。

1の自然環境の保全は、本県の優れた自然環境を次世代に引き継ぐため、保全すべき地域や希少な野生動植物を指定して、保護、保全対策を実施するものです。

(1)から(3)の事業は、自然保護の意識向上や普及啓発のための事業、あるいは希少野生動植物の保護管理事業などを実施するものです。

(4)は、生物多様性くまもと戦略の計画期間満了に伴う改定を行うものです。

この戦略は、生物多様性の保全とその恵みの利用に関する県の基本計画に当たるもので、生物多様性に関する基本的な考え方と県の施策について取りまとめるものです。

18ページをお願いいたします。

2の自然公園の保護・利用は、自然公園内での開発を制限することで保護に努め、公園を訪れる人が快適に利用できるよう、歩道や休憩所などの施設を整備、管理するものです。

2の(3)自然公園等施設リニューアル事業は、自然公園内の県有施設の補修等を行うものです。また、球磨川流域の復旧、復興に向け、九州自然歩道と日本遺産人吉・球磨の構成文化財などを連携させ、魅力向上を図るモニターツアーや施設のリニューアルを行うこととしております。

(5)の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園施設の整備や市町村に対する助成を行うこととしております。

19ページをお願いします。

3の野生鳥獣の保護・管理及び狩猟は、鳥獣保護管理法、鳥獣保護管理事業計画、特定鳥獣管理計画に基づきまして、農林業等の被害を軽減するために、有害鳥獣捕獲等の管理を実施するものです。

2の(2)鳥獣保護対策事業費は、猿、カモ、クリハラリスなどによる農林業や生活環境被害防止のため、市町村が行う有害鳥獣駆除の経費補助を行っております。

(3)特定鳥獣適正管理事業は、鹿の森林被害等の早期軽減を図るため、有害捕獲に対して市町村へ補助を行うとともに、人材確保を

実施します。

20ページをお願いいたします。

(5)の指定管理鳥獣捕獲等事業では、通常の捕獲が進まない奥地等を対象に、県が実施主体となり、鹿、イノシシの捕獲事業を行うものです。

4の外来生物防除対策は、野生動植物の生息、生育を脅かし、県民生活に被害を与えるおそれのある特定外来生物の侵入防止や駆除を実施するものです。

(1)の特定外来生物防除対策事業は、アラビグマ被害対策を行う市町村への支援や研修を行うものです。

(2)の特定外来生物スパルティナ属防除対策事業では、汽水域に生育するアシに似た外来生物であるスパルティナを駆除するものです。

自然保護課は以上でございます。

○福原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

21ページをお願いいたします。

1の廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進でございます。

(1)海洋プラスチックごみ対策事業は、市町村や関係団体等と連携し、海洋プラスチックごみの削減に取り組むもので、農業、漁業資材の海への流出防止や河川周辺を中心としました陸域ごみの実態調査、市町村における分別回収等の支援を行うものでございます。

(2)リサイクル製品等利用促進事業は、県内で製造されましたリサイクル製品の認証等を行うとともに、リサイクルに関する研究や施設整備等への支援を行うものでございます。

(3)バイオマス利活用推進事業は、使用済み食用油等から製造されますバイオディーゼル燃料の利活用を推進するもので、品質や供給体制の普及啓発等を行うものでございます。

(4)ごみゼロ県民運動推進事業は、県民や事業者、行政が一体となって、ごみ削減に向けた周知啓発、食べ残し等の食品廃棄物の削減について啓発を行うものです。

22ページをお願いいたします。

2の廃棄物の適正処理の推進でございます。

(1)不法投棄等防止対策事業は、産業廃棄物等の不法投棄等の発生防止、早期改善のため、廃棄物監視指導員を置き、パトロールなどを行うものです。

(2)産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業は、収集運搬業の許可申請等に関して、事業者への指導、研修等を行うものです。

(3)海岸漂着物対策推進事業は、国の補助金を活用し、市町村における海岸漂着物の回収、処理支援、また、発生抑制対策等を行うものでございます。

(4)エコアくまもと環境教育推進事業は、南関町にございますエコアくまもとにおいて環境教育などを行うものでございます。

(5)災害廃棄物処理基金補助事業は、令和2年7月豪雨により発生しました災害廃棄物処理を行う市町村に対しまして、国の補助金を基金に積み立て、補助を行うものでございます。

循環社会推進課は以上でございます。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

23ページをお願いいたします。

総合的な交通安全対策の推進でございます。

これは、第11次熊本県交通安全計画に基づき、県民への交通安全思想の普及啓発等を図るものです。

1の交通安全推進連盟補助につきましては、熊本県交通安全推進連盟が行う交通安全運動や県民に対する交通安全思想の普及啓発等に要する経費への補助を行うものであります。

す。

3の高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業につきましては、これは新規事業であります。高齢運転者の安全運転意識の向上、あおり運転等の抑止を図り、自動車による事故を防止するため、65歳以上の高齢者が自家用車に設置する後づけの踏み間違い防止装置、ドライブレコーダー等の導入に対して助成を行うものです。

4の交通安全特別啓発事業につきましては、令和3年3月、県議会で決議されました交通安全水準のさらなる向上に関する宣言を受けました新規事業でありまして、交通安全の推進に取り組むための広報啓発を行うものであります。

24ページをお願いいたします。

安全安心まちづくりの推進でございます。

これは、防犯に関する広報啓発、自主防犯活動団体の育成等を通じ、安全、安心な地域社会の実現を目指すほか、犯罪被害者等の支援を推進するものです。

2の犯罪被害者等支援推進事業につきましては、犯罪被害者等支援条例等に基づく施策を推進するものです。

2、(3)のワンストップ支援センター事業につきましては、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターであるゆあさいどくまもと、ここの運営をくまもと被害者支援センターに委託するというものであります。

2、(4)の犯罪被害者等見舞金につきましては、令和3年度から運用を開始した制度でありまして、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、見舞金を支給するものであります。

下の3の再犯防止推進事業につきましては、令和3年度に策定しました熊本県再犯防止推進計画に基づき、支援機関による連絡協議会を開催するほか、広く県民に再発防止への理解と周知を図るものです。

26ページをお願いします。

食の安全安心の確保でございます。

これは、熊本県食の安全安心推進条例及び令和3年3月に改定しました第5次食の安全安心推進計画等に基づきまして、食品表示制度の普及啓発や食品検査体制の構築などの各種施策を推進するものであります。

2の食品品質表示指導事業のうち、(4)県産アサリ産地偽装対策事業につきましては、産地偽装110番に寄せられました情報などを基に立入検査やDNA検査等を行うものです。2月県議会で可決いただき本年度に全額繰越しをさせていただくことになりました。

補足説明資料としまして、1枚、A4の横書きの資料を配らせていただいております。

補足説明資料について説明させていただきます。

左側の囲み部分につきましては、3月11日の常任委員会で御説明させていただいたものです。

右側の囲み部分につきましては、関係する部分について説明させていただきます。

まず、3月18日でございますが、農林水産省と消費者庁は、アサリの産地表示の適正化のための対策を公表しまして、3月30日に、消費者庁から、食品表示基準Q&Aの一部改正についてということで全国通知が出されました。

それを受け、4月11日、アサリの産地偽装対策のため、農林水産省と消費者庁への追加の知事要望を行っております。

要望の内容は、迅速な流通、販売調査の実施、取締りの徹底、書類の保存の義務化、育成アサリの表示の義務化等の3点となります。国や関係機関との連携を図り、県産アサリ産地偽装の根絶にしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

最後に、27ページをお願いいたします。

総合的な青少年施策の推進でございます。

これは、熊本県少年保護育成条例に基づく青少年の健全育成の支援、健全な育成を阻害

する環境から少年を守る施策を推進するものです。

1のグローバルジュニアドリーム事業につきましては、県内小中学生を台湾高雄市へ派遣して、ホームステイ等の交流活動を通じ、グローバル社会に視野を向けた子供の育成を図ることを目的に、平成26年度から実施しているものです。

新型コロナウイルスの影響で、令和2年度は中止、令和3年度は代替事業を県内で行っております。今年度も新型コロナウイルスへの感染が続いており、台湾派遣が非常に厳しい状況のため、県内における代替事業の検討を行っております。

くらしの安全推進課は以上です。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

28ページをお願いします。

消費者行政の充実強化についてです。

県消費生活センター等に寄せられる相談件数は、年間約1万5,000から2万件で推移しております。

消費者被害、トラブルは複雑多様化し、高齢者等を狙った被害や通信販売に関する相談が増加しております。このため、第4次消費者基本計画に基づき、関係機関と連携しながら、感染症や災害に便乗した悪質商法を含む消費者被害の未然防止等の取組を進めてまいります。

また、昨年度末に策定した食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減を推進してまいります。

1、消費者行政推進対策事業は、関係法令に基づく事業者の処分、指導及び消費生活審議会の運営等を行うものです。

2、消費生活相談・啓発事業は、県消費生活センターの主な活動です。消費生活相談員による相談や商品テストの実施、最新のトラブル注意情報の発出、市町村からの相談に対

する助言等を行ってまいります。

下の3、地方消費者行政推進事業は、市町村の消費者行政の体制強化の支援や県消費者行政の広域的、専門的機能の充実を図ってまいります。

主な取組としましては、(1)は市町村に対し相談員の配置などへの補助、(2)は市町村への支援として職員及び相談員に対する研修の実施や情報共有、(3)は高齢者等の見守り活動を行う地域協議会の設置支援です。また、(4)及び(5)は、県消費生活センター機能強化のための各種専門家の活用等を行うものです。

4、消費者自立のための生活再生総合支援事業は、多重債務者や自然災害、感染症に伴う経済的な問題など、生活再生への支援が必要な方に対し、家計診断や債務整理、一時的な生活資金の貸付けなど、総合的な支援を行うものです。

5、災害関連消費生活相談機能強化事業は、感染症や7月豪雨に係る消費者トラブルに対応するための相談会の開催やICT、タブレットを活用した相談機能の強化などを推進してまいります。

30ページをお願いいたします。

次に、新規事業として、6、食品ロス削減推進事業を記載しております。

これは、食品ロス削減推進計画に基づき、消費者の意識改革や発生抑制、未利用食品の有効活用など、食品ロス削減を推進するものです。

最後に、消費者教育の推進についてです。

1、金融関連消費者教育推進事業として、金融広報委員会と連携し、アドバイザーによる出前講座や高校生等への消費者教育を進めてまいります。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

31ページをお願いいたします。

項目1、協働の推進は、地域課題の解決を図るため、担い手であるNPO法人等に対する支援です。

事業概要は、NPO法に基づき、法人格を付与する認証業務や、NPO法人の中でも運営等が一定の基準に適合した者への認定業務を行い、社会的信用の向上を図るもので、セミナーやコンサルティング、人材育成等による経営基盤強化も図ります。

次に、項目2、男女共同参画の推進は、性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組です。

(2)男女共同参画学習促進事業は、授業等での活用のため、中学生と高校生向けに、学習資料及び教師用手引書を作成、配付しています。

32ページをお願いいたします。

(7)男女共同参画政策企画事業は、本県の20～34歳若年女性において、転出超過数が男性の数を上回っていることから、都市圏への転出者等へのアンケート調査を実施し、要因分析を行い、施策立案へつなげるものです。

次の(8)くまもとの女性活躍促進事業は、国の成長戦略で女性活躍推進法が施行され、県でも女性の参画拡大を加速させる目標を掲げていますが、取組として、企業のリーダーを目指す女性経営参画塾や意識改革を図る企業トップセミナー開催等への支援、働く女性や男性、地域活動の担い手などが会する交流促進イベントの開催、さらに、様々な分野で活躍する女性を具体的ロールモデルとして発信するユーチューブ開設の取組を、知事がリーダーを務める九州地方知事会のプロジェクトとして行います。

33ページをお願いいたします。

項目3、くまもと県民交流館パレアについては、NPO、ボランティア協働、男女共同参画、生涯学習推進の3つのセンター機能を

持つ県民の活動を支援する拠点施設です。

平成14年に開館し、平成22年度からは、事業及び施設の管理運営について、指定管理者制度を導入しています。

事業概要は、共用部分の管理経費負担金、運営等に係る指定管理料、施設の維持管理等経費となります。新型コロナの発生で利用者数減少の影響はございますが、ウィズコロナへの対応も見据え、感染防止対策に万全を期し集客に努め、運営してまいります。

男女参画・協働推進課は以上です。

○鈴人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

34ページをお願いいたします。

1、事業目的でございます。

同和問題、部落差別をはじめとする様々な人権課題等の解決に向けて、人権施策、啓発の推進に取り組むことを目的としております。

続きまして、2、事業概要でございます。

(1)人権施策推進事業は、庁内関係各課との連絡調整、県内の行政機関、議会、学校、企業、民間団体等と連携しながら、また、有識者等から意見も伺いながら、より実効性のある人権施策を推進する経費でございます。

(2)人権啓発活動市町村委託事業及び(3)広報・啓発事業は、国の地方委託事業を活用した事業でございます。

まず、(2)の事業ですが、これは市町村が実施するもので、講演会、研修会などの人権啓発活動を支援するものでございます。

(3)の事業は、当課が直接行う事業でございます。講演会や人権フェスティバルの開催、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報、啓発活動に取り組むものでございます。

続きまして、(4)研修・人材育成事業、これは、研修会の開催等を通して人材の育成を行うものでございます。

(5)相談事業は、人権全般に関する県民からの相談に対応するものでございます。

続きまして、(6)市町村連携支援事業は、市町村の人権教育、啓発支援を行うものでございます。

(7)地方改善事業費は、市町村が設置、運営する隣保館の施設整備や隣保館が実施する相談事業等に対する支援を行うものでございます。

最後の(8)人権問題連携調整費は、行政や関係団体等と連携した啓発活動に関する経費でございます。

人権同和政策課は以上です。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

なお、くらしの安全推進課の説明は、経済環境常任委員会のほか、農林水産常任委員会に関する内容が含まれております。質疑の中で、本日お答えできないものについては、後日、担当部局より御説明させていただきますので、御了承ください。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 すみません、皆さんが考えている間に。

くらしの安全推進課ですね。アサリの話がありましたけれども、産地偽装110番ですね、今やられてますけれども。最近の110番に寄せられる状況をちょっと教えていただきたいと思います。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

御回答させていただきます。

4月に入りまして、4月12日、出荷再開がなされておりますが、最近ということでございますと、9件の110番総数があります。9件の内訳に行きますと、偽装として110番がありましたのが2件、意見としまして5件ということになっております。

内容につきましては、4月25日現在の取りまとめということで御報告をさせていただきますけれども、熊本県産と信じていたのにショックだったのもう買わないというような以前の意見、それと、産地偽装は長い間やっていた、やっと行政が動いたというような意見、また、悪いのは熊本県だと言われてるんだけれども、むしろ被害者は熊本県ではないのかというような意見、あと、産地偽装が解決しないままの出荷再開となっているのであるが、そういったのはどうなのかというような意見が寄せられております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 意見は、それぞれの思いで受け止めていただいて、対応していただきたいと思っておりますけれども、偽装に関わるやつという、何件だったんですか。

○東田くらしの安全推進課長 偽装案件であるというのは2件ということで、12日出荷以降承っております。

以上です。

○鎌田聡委員 それは、その後の対応はどうなんですかね。

○東田くらしの安全推進課長 偽装案件として頂いたものは、該当するところ、いわゆる県域であれば県が担当しますし、市域であれば市ということになりますので、広域であれば国ということで、それぞれの管轄ということとさせていただきます。

以上です。

○鎌田聡委員 それは、まだ継続中ということですね。偽装かどうかということですね。

○東田くらしの安全推進課長 はい。おっしゃるとおり継続で、結果は出ておりません。

○鎌田聡委員 いまだにそういった偽装案件が寄せられているのがちょっと残念でなりませんけれども、しっかりと対応していただきますようお願いいたします。

これは、アサリだけの話ですよ、偽装は。ほかの何か産物で、製品とかで偽装とかいう110番はあるんですか。

○東田くらしの安全推進課長 今のアサリ偽装110番ということで設置させていただいたことに対しての偽装案件の110番という数になります。それ以外については入っておりません。

○鎌田聡委員 分かりました。

○中村亮彦委員長 ほかにございませんか。

○高野洋介委員 1点だけ。くらしの安全推進課の24ページの2の(3)のワンストップ支援センター事業なんですけれども、これ3,549万6,000円が予算づけされていますが、これ多分1から4までの中での3,549万6,000円だと思いますが、ワンストップ支援センター、ゆあさいどくまもとはは幾らで委託されているのでしょうか。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

すみません。ちょっとお時間を――申し訳ございません。お答えさせていただきます。

くらしの安全推進課ですが、運営委託費につきましては、3年度の予算が2,277万2,000

円ということで、それをゆあさいどのほうの運営資金ということで計上させていただいております。

○高野洋介委員 多分これ年々下がってますよね。多分シーリングがかかってのこの金額なのか分かりませんが、これに関しては、私はシーリングをかけるべきじゃないと思っております。

といいますのは、やっぱり犯罪被害者というのはどんどんどんどん細分化してますし、それぞれのニーズが多分変わってきてるんですよ。もちろん、ゆあさいどくまもとの運営自体も、私は大変厳しいというふうに向っております。

ですから、今後、ゆあさいどくまもとさんとはしっかり連携を図りながら、本当にこの委託費だけで運用ができるのかできないのかというのをしっかり見極める必要があると思います。そうしないと、なかなか被害者の支援というのができないですよ。ですから、ここは行政が携わるべきなので、そこはしっかり今後相手方とも話をしてください。

もちろん民間の寄附とかそういうのも今承ってるらしいんですが、なかなか、コロナの影響なのか分かりませんが、民間の寄附が集まっていないという状況も伺ってますので、そこら辺まで含めて財政課ともしっかり話をしてもらって、ゆあさいどくまもとはは潤沢な資金は多分今まで行ってないですよ、1回も。ですから、ぎりぎりの線でやられてるので、そこはしっかりちょっと考えてもらって、各部連携して今後のゆあさいどくまもとの在り方等も含めて考えていただきますようによろしく申し上げます。これ要望でいいです。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございませんか。

○吉永和世委員 エコアくまもについても聞いていいんですか。大丈夫ですか。

久々にこの委員会に来たので、ちょっと教えていただきたいんですが、エコアくまもとですよね。あれ私たちも特別委員会とかつくて、執行部といろいろと協議しながら造り上げた公共関与の処分場だというふうに思いますが、当初、民間圧迫がないようにということで、受け入れる量も少量でということで、年数を長くという形でやってきたと思うんですけども、熊本地震があって、非常にその受入れ量というのが予想を超えたという状況であったというふうに思うんですけども、予定の、要は埋立完了年数と現状というのは、何か大きく変わる部分があるんですか。

○福原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

エコアくまもと、平成27年の12月にオープンしました。そのときの空っぽの状態では、52万7,000トンのキャパがあったということでございまして、今回、あの地震の災害と令和2年7月の豪雨災害等々ございまして、3月末時点で、30万トンの埋立てが終わっているというところまで、約50%今埋立てが終わっているというところでございます。

計画当初は、20年というようなキャパが想定されておりまして、これまでの発災以来の受入れ状況とか発災後の災害の瓦礫等の受入れ状況を換算しました。さらに、今後の受入れが、大体、平時というか、そういう災害がない場合を想定しますと、年間1万トンぐらいで受け入れるのが可能じゃないかということと試算しまして、今後およそ20年受け入れることが可能ではないかという試算をしております。ただ、今後また何らかの大きな災害が発生すれば、その期間についてもまた上下すると考えております。

以上でございます。

○吉永和世委員 52万トンがもう既に30万トン埋まったということで、すごく早い状況で、これ計画して造るのに10年ぐらいかかったんですかね。たしかそんな感じなので、あと10年すると、次の計画をまたしなくちゃならないのかなというふうに思うんですけども、非常に、今後災害がないとは限らないので、それを考えると本当にすごく速いスピードで埋まっていく可能性があるということで、これは非常に傾注しながらしっかりとやっぱり対応していく必要があるのかなというふうに思いましたので、そこら辺は、また今後協議の中でしっかりと対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○福原循環社会推進課長 災害の内訳でございまして、地震では17万トン近く、それと、豪雨では、その残量が入ったということでございます。今後、今委員が御指摘ございましたように、納入量についてはしっかりと注視しながら考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 しっかりと対応いただきたいと思っております。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかに。

○橋口海平委員 くらしの安全推進課の23ページの4番の新規事業、交通安全特別啓発事業について質問させていただきます。

これ2年前の議会の交通安全宣言を受けて、この新規事業ということだったんですが、2年前の宣言のときのこの入り口というのは、横断歩道で一旦停止しない車が非常に多かったということで、横断歩道一旦停止宣言みたいのができないかということから始め

て、それじゃちっちゃいということで全体的にかぶせたという経緯があったと思います。飲酒運転と自転車の安全利用についてというふうになった、そこに何で——せっかく宣言はそこから入ったので、それを入れることってできないものかという質問です。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

先生がおっしゃるとおりだと考えますが、今回、高齢者ということが、どうしても事故が多いということで、高齢者の事故を防止するためには、やはり踏み間違いによる事故が多いということ、それとあと、ドライブレコーダーを入れればということで、先にこれをちょっとさせていただければなということだったんですが。

○橋口海平委員 その下の交通安全特別啓発事業のところで、2つの飲酒運転と自転車、ここにも横断歩道で一旦停止しましょうというのを入れることってできないものかというような……。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

そこは委員の御要望のとおり入れさせていただきますまして、インターネット、またはラジオ、屋外広告等を活用させていただきますまして、PRをさせていただきますと考えております。

○橋口海平委員 お願いします。

○中村亮彦委員長 ほかに。

○竹崎和虎委員 32ページになります。

男女参画・協働推進課さんのほうから、(7)で、女性が住みやすい地域づくり推進のためにと、このアンケートのお話ございませ

たが、これは、継続的に毎年やられ——いつぐらいからやられているとか、対象の世代、年代、学生なのか、就業者なのか、そこをちょっと教えていただきたいんですが。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

この事業は、今年度初めて実施するものがございます。以前から、データとしては、若年女性の転出超過数が男性より多いということがあったようなんですが、今年度アンケート調査を実施して、対象を広く求めて要因分析を行って、移住、定住でありますとか、今後の女性参画拡大のための施策につなげていけたらと思っておりますので、一応今年度の事業として考えております。

以上でございます。

○竹崎和虎委員 人口減少化社会に対応すべく、我々もやっておるものですから、これはしっかりやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

ちょっと別でもう1件、すみません。

アサリの産地偽装の話で、いろいろあっておる中で、しっかり管理監督とかそういったところを取り組んでいただきたいと思っております。何よりも、やはりこういった産地偽装が起こったのが何で起こったのかという中で、私は、やっぱりアサリが取れなくなったからこういったことが起こったんじゃないかなという中で、やはり有明海そして八代海の再生というのが一番大事なのかなと思っております。

そこで、10ページなんですけれども、環境立県推進課さんのほうから、3の有明海・八代海の再生ということで、その中で、有明海、八代海の再生に向けた関係県及び関係省庁との連携調整やっていきますということでございました。

お答えを求めるわけではございませんが、

しっかり国とも連携して、あと縦割りの中で各省庁またがっておりますので、ぜひ連携を取っていただいて取り組んでいただきたいと思います。

さらには、ここには書いてありませんけれども、やはり漁業団体さん、漁業者の代表であるものですから、やはりいろんな御意見もお持ちですので、そこもしっかり連携を取っていただければと思います。これは要望です。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで約5分間休憩をいたします。2時5分に再開したいと思います。

午後1時59分休憩

午後2時6分開議

○中村亮彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、説明員の入替えがっておりますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

商工労働部、観光戦略部、企業局及び労働委員会事務局の順に、課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員ほかについては、お手元にお配りしております役付職員名簿により、紹介に代えさせていただきます。

それでは、三輪商工労働部長から、役付職員名簿の順番により自席から自己紹介をお願いします。

（商工労働部長、政策審議監～審査調整課長の順に自己紹介）

○中村亮彦委員長 ありがとうございます。

1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、主要事業等の説明に入ります。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

初めに、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

以下、観光戦略部、企業局、労働委員会事務局の順にお願いします。

まず、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 商工労働部の主要事業等の説明に先立ちまして、県内の景気、雇用情勢、新型コロナウイルス感染症への対応並びに企業誘致の状況につきまして、概略を申し上げます。

初めに、県内の景気について、4月1日に公表されました日銀熊本支店の金融経済概観では、「感染症の影響が和らぐもとで、基調としては持ち直している」とされています。

3月の有効求人倍率は、1.39倍と前年同月を上回っており、雇用、所得情勢については「改善の動きがみられている」とされております。

その一方で、ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症など、今後の状況が不透明な部分もございます。原材料の高騰による影響も懸念されており、引き続き、商工団体と連携を図りながら、県内経済の動向を注視してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、先月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されました。

商工労働部では、幅広い業種の事業者の方

を対象とする事業復活おうえん給付金や第6波で影響を受けた飲食店に対する営業時間短縮要請協力金などにより、県内事業者の事業継続を支援し、地域経済の維持と早期回復に向け、引き続き力を注いでまいります。

続きまして、企業誘致の状況についてでございます。

業績が好調な半導体関連企業をはじめ、地方への拠点の設置に積極的なIT企業の立地が進み、令和3年度の立地件数は、過去最高の59件となりました。

また、昨年11月、台湾の半導体大手のTSMCの熊本進出が決定し、4月19日に、TSMC、ソニー及びデンソーが出資するジャパン・アドバンスト・セミコンダクタ・マニュファクチャリング株式会社、略称JASMと立地協定を締結いたしました。

このような流れを大きなチャンスと捉え、選ばれる熊本をモットーに本県の魅力をしっかりとアピールし、さらなる産業の集積や人材の確保、育成に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、令和4年度の当部の組織構成及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

資料の10ページをお開きください。

まず、当部の組織機構は、商工雇用創生局と産業振興局の2局体制の下、本庁6課、出先機関5機関で構成し、職員数は、本庁128名、出先機関95名の合計223名となっております。

次に、資料、令和4年度主要事業及び新規事業の35ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算につきましては、下段左側でございますとおり、一般会計で810億900万円余、特別会計、これは中小企業振興資金特別会計など4つの特別会計でございますが、9億8,300万円余、総額で819億9,300万円余となっております。

その主な内容としましては、半導体関連を

はじめとした産業のさらなる集積に向けた新たな工業団地の整備や空港周辺地域における新産業の創出に向けたUXプロジェクトの推進などがございます。

また、令和2年7月豪雨災害や熊本地震からの創造的復興については、引き続き、なりわい再建支援補助金及びグループ補助金により施設、設備の復旧を支援するとともに、くまもと型小規模事業者経営発展支援補助金により、販路拡大と生産性向上を後押ししてまいります。

そのほか、焼酎やみその蔵元などの醸造食品企業における微生物資源の保管、保存を通じた新商品開発を支援してまいります。

以上、私からの総括説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○津川商工政策課長 商工政策課です。

令和4年度主要事業及び新規事業の36ページをお願いいたします。

1、UIJターン就職の促進は、県内企業の人材確保のため、都市部から本県へのUIJターン就職を支援しています。

事業概要(1)の「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業は、東京、大阪、福岡及び県内にUIJターン就職支援センターを設置し、相談員6名を配置しています。UIJターンに関心を持つ方々に対する相談対応や情報提供、県内企業と県外求職者とのマッチング支援を行うとともに、令和4年度からは、求職者が同センターのあっせんを受けて県内企業の採用試験に向向く際の旅費の一部助成を行います。

(2)の人材確保強化事業では、UIJター

ン希望者の掘り起こしのため、大都市圏での転職フェアやセミナーの開催、県内企業による合同PRイベントを行います。

次に、2、飲食店における感染防止のための認証制度の運用は、新型コロナ対策として、県民が安心して飲食店を利用できる環境づくりのため、昨年6月に創設した飲食店認証制度で、現在約7,700店が認証店となっています。

今年度は、認証店の感染防止対策の水準維持のため、見回りや助言、指導を行います。また、営業時間短縮要請に御協力いただいた飲食店に対する協力金の支払いも進めております。

商工政策課は以上です。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

37ページをお願いいたします。

上段が令和2年7月豪雨分でございます。

まず、事業概要の(1)ですが、なりわい再建支援補助金でございまして、引き続き、被災中小企業者等の施設、設備の復旧を支援していくこととしております。

(2)のくまもと型小規模事業者経営発展支援事業ですが、商工会等によります伴走型の支援によりまして、販路開拓や生産性向上など、経営面の支援を行って行くものでございます。

下段の2が新型コロナウイルス対策分でございます。

まず、(1)が県の制度融資といたしまして、コロナ分の融資枠95億円を確保し、県内中小企業者の資金繰りを支援してまいります。

(2)が県独自の事業復活おうえん給付金でございまして、経済的に影響を受けている幅広い業種を対象といたしまして、県内事業者の事業継続を支援するものでございます。

(3)の中小企業者事業再建・発展支援事業

ですが、事業者の様々な経営課題に対しまして、商工会等と連携し、専門家の派遣やデジタル化による生産性の向上等の取組を支援してまいります。

38ページをお願いいたします。

(4)の熊本県リボン企業創出支援事業は、県内企業の事業承継や廃業企業者の再チャレンジを後押しし、地域経済の維持と早期回復を図ってまいります。

(5)と(6)が商店街の支援ですが、(5)のまちなかにぎわい回復支援事業は、商店街が行うイベントなどを支援するものでございまして、(6)のポストコロナ商店街機能再構築支援事業は、空き店舗への新規創業者の誘致など、商店街の機能や魅力向上への取組を支援するものでございます。

下段の3が熊本地震に係る取組でございます。

(1)の中小企業等復旧・復興支援事業は、県単独のグループ補助金によりまして、これまで公共事業の影響で交付申請ができない事業者の施設、設備の復旧を支援してまいります。

下のページになりますが、項目4が商工団体の体制整備等の取組でございまして、(1)が商工会商工会議所等への補助、(2)が中小企業団体中央会への補助、(3)が商店街振興組合連合会への補助になっておりまして、県内事業者を最前線で支えている商工団体を支援するものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○工藤労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料の40ページをお願いいたします。

まず、1、県内雇用の促進についてでございます。

事業目的は、若者の県内就職の促進と新型コロナウイルス感染症の雇用への影響の最小化でございます。

2、事業概要の主な取組のうち、コロナ対策分につきましては、(3)新型コロナ対応雇用維持・確保支援事業で、在籍型出向に係る専門家派遣、また、人手不足に悩む県内企業に専門家を派遣しまして、伴走型支援に取り組んでまいります。

また、(4)地域活性化雇用創造支援事業、新型コロナ対応再就職支援プログラムによりまして、離職を余儀なくされた方に対しまして、人手不足企業への再就職支援に取り組んでまいります。

41ページをお願いいたします。

働き方改革の推進、多様な人材の活躍促進についてでございます。

事業目的は、多様な人材の活躍ときめ細かな就労支援、あわせて感染症に対応した多様な働き方支援などでございます。

2、事業概要の主なものとしまして、(2)労働局との一体的実施事業では、労働相談、キャリアカウンセリング等を労働局の職業紹介、相談業務と一体的に実施してまいります。

また、(3)テレワーク推進体制強化事業によりまして、県内企業におけるテレワークのさらなる普及や多様な働き方を支援してまいります。

42ページをお願いいたします。

(6)くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業につきましては、長期無業状態にある方等に対するオンラインを活用した相談対応や、企業へ専門家を派遣し、業務の切り出しを行いまして、氷河期世代の求職者とのマッチングを実施してまいります。

また、(12)外国人材受入事業者支援事業では、外国人材が入国する際の水際対策に対応する経費としまして、宿泊費や交通費などを補助いたしてまいります。

43ページをお願いいたします。

3、産業人材育成の強化でございます。

事業目的は、本県産業を支える人材の安定

的確保、育成でございます。

あわせて、シリコンアイランド九州の復活に向けた半導体関連産業人材の育成、確保のため、技術短期大学校への新学科の設置を検討してまいります。

2の事業概要の主なものとしまして、(1)で、昨年度に引き続きまして、高等技術専門校の建物再整備、仮称でございますが、技能振興センターの整備に係る第1期実施設計及び工事を実施してまいります。

労働雇用創生課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

主な事業について6点御説明させていただきます。

44ページをお願いいたします。

1番目の産業成長ビジョンの推進は、令和2年12月に策定した熊本県産業成長ビジョンに基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる目指す姿、優れた人材や技術のクロスにより、次代を切り開く価値を創造して、快適で豊かな県民生活を実現する熊本を目指すものでございます。

次に、2番目といたしまして、県内企業の成長支援でございます。

設備投資や人材の確保、育成、産業支援機関等と連携した支援など、ハード、ソフト両面からの支援により、県内企業の成長を後押しするものでございます。

下のページ、45ページでございます。

3番目、ものづくり産業におけるDXの推進は、各企業のフェーズに応じ、先端技術やデジタル機器等の導入、人材育成、技術指導などの支援を通じて、県内企業の生産性向上、ひいてはDXの実現を図るものでございます。

おめくりいただきまして、46ページをお願いいたします。

4点目でございます。創業支援及びオープンイノベーションの推進、こちらは、新たなビジネスにつながる実証実験や交流ができる環境を提供するとともに、産学官金一体となった支援、県内中小企業を中心とする連携体の構築促進などにより、イノベーションが持続的に生まれる好循環の形成を図るものでございます。

続きまして、47ページの5番目、半導体産業の更なる集積及び新産業の創出でございます。

TSMCの本県進出を受け、半導体産業振興施策の方針となるビジョンを策定することにより、県内の半導体産業のさらなる集積や新産業の創出等の波及効果を生み、戦略的に県経済、地場産業の成長につなげることを目指すものでございます。

最後に、6番目、令和2年7月豪雨に係る食品加工産業への支援でございます。

令和2年7月豪雨で被災した醸造食品企業における新商品の開発支援に加え、微生物資源の保全によるBCPの策定を推進することで、災害に強い醸造食品業界の実現を目指すものでございます。

産業支援課は以上でございます。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

48ページをお願いします。

当課では、3つのテーマに基づき施策を進めています。

1つ目が、熊本県総合エネルギー計画の推進です。

令和2年12月に策定した第2次県総合エネルギー計画に基づき、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進を行っており、5つの事業を展開しています。

まず、(1)地域共生型再エネ導入推進事業です。

陸上風力や太陽光発電の適地誘導に向けた

ゾーニングを行います。風力発電は、球磨と天草地域で、昨年度作成したゾーニング図の素案に基づき、専門家を交えた協議会で検討を行い、当該地域を風力発電の促進、調整、保全の各エリアに区分します。また、芦北、水俣、八代地域では、GIS解析によるゾーニング図の素案を作成します。太陽光発電は、市町村がゾーニングを行うための参考図やガイドラインの作成、市町村向けの説明会を開催します。

(2)RE100電力供給・利用促進事業です。

再エネ100%の電力で企業活動できる産業エリア形成のため、熊本空港周辺地域での基本構想の策定、必要な設備構成や実施体制の検討を行います。また、県内企業の再エネ導入促進や意識醸成を図るため、勉強会、アドバイザー派遣等を行います。

(3)熊本県総合エネルギー計画推進事業です。

太陽光蓄電池つき防災型住宅の普及のため、太陽光発電設備や蓄電池の導入効果を周知します。また、新たに地場企業や金融機関と設置する協議会で、初期投資ゼロモデルの再エネ導入推進方策の検討を行います。

49ページをお願いします。

(4)メガソーラー等対策事業です。

メガソーラー発電事業者、立地市町村、県による協定締結を推進して、防災対策や環境保全を促進します。

(5)くまもと県民発電所推進事業です。

県民発電所の認証、県民発電所立地市町村や事業可能性調査への助成を行い、県民発電所を促進します。

2つ目のテーマの電源施設・石油貯蔵施設立地市町村への補助です。

水力発電や石油貯蔵施設の立地市町村に交付金を交付します。

50ページをお願いします。

3つ目のテーマの採石業等の指導・育成です。

採石場への立入検査、経営者への研修を行い、防災意識や知識の向上を図っています。
エネルギー政策課は以上です。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

51ページをお願いいたします。

初めに、1、企業誘致の推進でございます。

県内経済の活性化や雇用の確保等を図るため、国内外からの企業誘致及び既立地企業のフォローアップ等を積極的に行い、本県への新たな投資を促進します。また、既立地企業と県内高校等とのネットワークづくりを実施し、企業の人材確保を支援いたします。

次に、下段の2、企業の立地及び増設の促進でございます。

誘致企業が事業所等の新設または増設を行った際に、設備投資や雇用の実績に応じて補助金を交付するものでございます。

(1)は、企業立地促進補助金でございます。

おめくりいただき、52ページをお願いいたします。

真ん中の②補助率の表に記載しておりますとおり、製造業や物流業等を対象としており、業種に応じて補助率や限度額等を定めております。

おめくりいただき、54ページをお願いいたします。

(2)産業支援サービス業等立地促進補助金でございますが、これはITやオフィス系関連企業を対象とした補助金でございます。

55ページをお願いいたします。

3、世界的半導体企業の進出を契機とした更なる半導体関連産業の集積の推進でございます。

このたびの世界的半導体企業、TSMCの本県進出を契機として、その波及効果を高め、県内全域に広げていくための取組を推進

いたします。

(1)から(4)に記載しておりますとおり、国内外の展示会への出展を行うとともに、半導体関連企業のサプライヤー調査、セミナー開催等を複合的に実施し、本県の強みである半導体関連産業のさらなる集積を図ります。

また、(5)の企業誘致環境整備事業は、菊陽町の公共下水道事業を県が受託、施工することにより、企業の操業に必要なインフラ整備を行うものでございます。

56ページをお願いいたします。

4、企業誘致の受け皿確保のための市町村支援でございます。

これは、市町村による企業誘致を支援するため、市町村が行う施設整備へ支援を行うものです。

(1)IT企業等が入居するサテライトオフィスの整備や(2)製造業を誘致するための工業団地の整備等への補助でございます。

次に、下段、5、県営工業団地整備の推進ですが、これは、企業の投資需要に対応するため、工業団地を整備するものです。半導体や自動車関連企業等のニーズが高い中九州横断道路沿線に2か所の整備を予定しており、今年度は基本設計や環境調査等を行うこととしております。

57ページをお願いいたします。

6、ポートセールスの推進でございます。

熊本港、八代港の国際コンテナ貨物取扱量の増加及び利便性の向上を図るため、荷主企業や船会社へのポートセールスを行うとともに、新規航路の誘致に取り組みます。

最後に、7、県外IT企業・コンテンツ関連企業等とのネットワークの構築ですが、これは、企業の持つノウハウやネットワークを活用して、セミナーや現地視察ツアー等を開催するとともに、地域課題の解決として、IT企業の本県への誘致を図るものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、原山観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○原山観光戦略部長 観光戦略部でございます。

令和4年度主要事業等の説明に先立ちまして、県内観光産業への新型コロナウイルス感染症の影響について御説明申し上げます。

県内宿泊者数は、これまで、まん延防止等重点措置の適用などによる落ち込みと需要喚起による回復を繰り返してきました。

令和3年12月には、県内旅行助成事業であるくまもと再発見の旅の隣県居住者への適用拡大もあり、宿泊者数は、感染拡大前の令和元年12月に比べ、プラス3%まで回復しましたが、本年1月以降は、オミクロン株による再拡大により、また大きく落ち込みました。まん延防止等重点措置が解除された3月下旬以降は回復しつつあるものの、この4月は、平成31年4月比でマイナス43%の見込みと、依然として厳しい状況が続いており、今後も、くまもと再発見の旅等により下支えを行っていく必要があると考えております。

観光戦略部としましては、感染防止対策に努めながら経済活動を継続していくというベストバランスを目指すとともに、ウィズコロナ、ポストコロナを意識した新しい観光スタイルの確立に向けた様々な取組を通して、観光関連産業への支援につなげてまいります。

それでは、令和4年度観光戦略部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

まず、資料、令和4年度組織機構図及び役付職員名簿の17ページをお願いいたします。

観光戦略部は、観光交流政策課、観光企画課、観光振興課、販路拡大ビジネス課の4課77名の組織となっております。

次に、資料、令和4年度主要事業及び新規

事業の58ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算につきましては、一般会計で総額27億7,100万円余となっております。

主要事業としましては、まず、新しい観光スタイルの確立に向けて、デジタル技術を活用したスマートツーリズムや関係人口の拡大にもつながるワーケーション、スポーツやアニメと地域の観光資源を組み合わせた新しいツーリズムの創出などに力を注いでまいります。

また、増加する在留外国人やTSMCの進出等を踏まえ、地域住民と在留外国人が共に安心して生活できる多文化共生のまちづくりについて進めてまいります。

さらに、新型コロナ対策として、感染防止対策に取り組む飲食店への支援や、感染状況を踏まえつつ、旅行の割引助成などを行ってまいります。

次に、豪雨被災地の観光復興支援については、地域に寄り添った誘客促進や受入れ環境整備、球磨焼酎の認知度向上、販路拡大を進めてまいります。

また、熊本地震により被災した観光地の創造的復興に引き続き取り組むとともに、回廊型震災ミュージアムの中核拠点となる体験、展示施設の令和5年夏のオープンに向け、整備を進めてまいります。

事業の詳細については、この後担当課長から御説明申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

主要事業及び新規事業について御説明申し上げます。

59ページをお願いします。

1のマンガ・アニメの活用による誘客促進

及び地方創生については、県にゆかりのある漫画『ONE PIECE』などのコンテンツを活用し、本県への誘客促進や被災地の復興につなげるものです。

今年度の主な事業としましては、熊本地震からの復興の総仕上げに向けた南阿蘇鉄道とのコラボによる列車のラッピング等を予定しています。

また、マンガ県くまもとを目指す取組として、昨年度発足いたしました産官学金で構成するくまもとマンガ協議会などと連携し、オール熊本で様々な仕掛けを行うことで、誘客促進や地方創生につなげていくこととしております。

次に、2、球磨川流域の課題解決に向けた取組みの推進については、くまもと復旧・復興有識者会議から提言がありました球磨川流域大学構想を踏まえ、豪雨被災地域の課題や可能性にフォーカスした研究、実践などを行うラボを運営し、地域の基幹産業である観光産業の回復や交流人口の増加に向けた取組を進めてまいります。

60ページをお願いいたします。

3の広域的な観光地域づくりの推進は、新型コロナウイルスの影響を大きく受ける県内観光の競争力を高めるため、地域の民間団体と共に、地域の魅力をコロナ禍における社会の変容にマッチした形に組み直すなど、新たな広域的な観光地域づくりを支援する事業です。

4の飲食店における感染防止対策の推進については、昨年6月から開始された飲食店の認証制度について、取得促進のための衛生管理設備導入などに対する助成でございます。今年度は、これまで補助申請を行っていない飲食店を対象として助成をすることとしております。

下の5、多文化共生社会の推進については、地域住民と在留外国人が共に安心して生活できる多文化共生のまちづくりを進める取

組です。

今年度の新たな取組としまして、(3)の事業でございますが、今後増加が想定される在留外国人と地域住民との相互理解、共生促進のため、基礎的な住民サービスを担う市町村における外国人受入連絡協議会の立ち上げを促進していくとともに、必要な支援を行っていくこととしております。

62ページをお願いいたします。

最後に、6の熊本地震震災ミュージアムの実現に向けた取組みについてです。

熊本地震の記憶や教訓等を確実に後世に伝承し、防災対応力の強化を図るため、回廊型フィールドミュージアムの実現に向けて取り組んでいます。旧東海大学阿蘇キャンパスに整備しております中核拠点については、令和5年夏のオープンを目指し、建設を進めております。震災遺構等とともに記憶と教訓の継承の取組を進めてまいります。

観光交流政策課は以上でございます。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

63ページです。

項目1、スマートツーリズムの推進です。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で大きな打撃を受けた県内観光産業を回復させるため、コロナ禍においても観光を楽しむことができる新しい観光スタイルをいち早く確立する必要があります。

このため、説明欄1、事業目的ですけれども、観光Ma a Sの検討実証や周遊、滞在促進のための観光地域づくり、SNSなどを活用して誘客促進を行うデジタルマーケティングなど、デジタル技術を活用して観光サービスを提供するスマートツーリズムを推進し、新しい観光スタイルを実現させてまいります。

具体的な事業の概要ですが、スマート観光交通体系構築推進事業では、観光における2

次交通の課題克服、例えば交通拠点となる主要駅から観光地までの交通移動手段の確保や周遊促進による観光消費額を増加させるため、観光MaaSサイトやアプリの構築を行い、観光MaaSの検討、実証を行ってまいります。

(2)の事業では、観光事業者が取り組む事業や体験プログラムの造成に要する経費を補助し、各観光地エリアの周遊性や滞在性、域内消費額を向上させる取組を行ってまいります。

(3)の事業は、デジタル媒体を活用し、旅行者の趣向に合わせたプロモーションの拡充により観光客の誘客促進を図るとともに、マーケティングデータの収集、分析により効果測定などを行ってまいります。

項目2の豪雨被災地の観光復興支援ですが、これは、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた地域の観光復興に向けて、被災地の合意形成を図りながら、県が主体となって、復旧状況に応じたプロモーションあるいは新たな商品開発などのきめ細やかな支援を行ってまいります。

64ページをお願いします。

項目3、スポーツツーリズムの推進ですが、2019年の国際スポーツ大会のレガシーを引き継ぎ、交流人口の拡大や地域活性化を図るため、事業概要2の(1)の事業で国際パドミントン大会合宿の誘致を行うとともに、(2)のツール・ド・九州受入環境整備事業により、2023年に予定されている国際サイクルレース、ツール・ド・九州2023の開催に向け、プレイメントなどを通じて機運醸成を図ってまいります。

また、(3)のアーバンスポーツ展開実証事業は、東京オリンピックにおいて、「アーバンスポーツ、」いわゆる都市型スポーツであるスケートボードの種目において5つのメダルを獲得するなど、アーバンスポーツへの注目が高まっていることから、スケートボードや

BMXなど、アーバンスポーツの聖地化に向け、イベントの開催などを行い、スポーツツーリズムを推進してまいります。

項目4のMICE誘致の推進です。

こちらは、熊本市と連携し、熊本市以外にも大きな経済波及効果を及ぼす大型コンベンションの誘致を強力に推進するとともに、MICE開催地決定の鍵となっているユニークベニューと呼ばれる歴史的建造物や公的空間などの特別感や地域特性を演出できる会場での会合などの開発を支援する取組でございます。熊本市が取り組むユニークベニューの開発と大規模コンベンションの誘致に対して助成を行うものです。

観光企画課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

65ページをお願いいたします。

1、国内からの誘客の推進については、新型コロナウイルス及び令和2年7月豪雨の影響により落ち込んだ観光産業の回復を図るため、旅行需要の喚起策等を切れ目なく実施するものです。

(1)「くまもと再発見の旅」（追加分）は、県内の宿泊及び日帰り旅行の助成や地域限定クーポン券の配布を行うものです。蔓延防止の解除後、3月22日から事業を再開し、ゴールデンウィーク期間を除き、5月31日まで実施することとしております。

次に、(2)「GoToトラベル事業」（くまもと版）は、国が実施を予定しておりますGoToトラベル事業の後に、ソフトランディング措置として、全国を対象に、県内の宿泊及び日帰り旅行の助成や地域限定クーポン券の配布を各都道府県において行うものですが、実施時期等については、国において検討中であり、未定となっております。

続いて、(4)修学旅行おもてなし支援事業

は、熊本地震等で落ち込んだ修学旅行の需要を早期に回復させるため、令和3年度から開始した本県への修学旅行を実施する新規校への支援に加え、新たに、本県へ修学旅行で継続的に訪れている学校に対して、生徒の思い出になるノベルティーを配布するものです。

(5)熊本の賑わい創出・魅力発信事業は、県内の主要な交通結節点を有する熊本市と連携し、県内各地の魅力発信イベントの開催及び旅行割引支援等を行うものです。

(6)新たな旅のスタイル促進事業は、コロナ禍における新たな旅のスタイルを促進するため、ワーケーションの県内全域への波及に向けた取組や旅行消費額の増大に向けた高付加価値旅行商品の整備等を行うものです。

続きまして、66ページをお願いいたします。

2、海外からの誘客の推進については、新型コロナウイルス収束に伴うインバウンドの再開を見据え、オンライン等による情報発信を継続するとともに、本県への旅行商品の造成等を促進するものです。

(1)インバウンド誘致推進事業は、段階的なインバウンドの再開に向けて、オンライン等を活用した海外の旅行会社向けセミナーや県内の観光事業者との商談会の開催、SNSを活用した情報発信等を継続するものです。

(2)インバウンド・リスタート事業は、県内宿泊事業者が海外の旅行会社に対して戦略的な提案を行うために、通常の宿泊プランに加えて、料理のグレードアップや観光コンテンツなどを付与する費用を支援することで、本県への旅行商品の造成を促進するものです。

次に、3、クルーズ船誘致・受入の推進については、県内港湾へのクルーズ船の寄港を増やすためのポートセールスや寄港の効果を県内各地に普及させるためのツアー造成等に取り組むものです。

(1)クルーズ船寄港促進事業は、クルーズ

船寄港数の増加を目指し、船会社のキーパーソンの招聘や商談会への参加を行うとともに、八代港から県内観光地までのツアーバス的高速道路使用料の補助や、八代港発着のクルーズ船誘致のためのインセンティブとして船会社を実施するPCR検査等にかかる費用を助成するものです。

次に、(2)クルーズ船寄港による経済効果促進事業は、県内の観光資源を活用した新たな地元消費型の寄港地ツアーの造成を図るとともに、クルーズ客の満足度向上のため、おもてなしを行う地元協議会に対して支援を実施するものです。

観光振興課は以上です。

○前田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課です。

67ページをお願いします。

まず、1、農林水産物等輸出の推進です。

県産農林水産物等の輸出拡大に向け、輸出環境の整備や商談機会の創出、商品等の競争力強化及び現地でのプロモーション等に戦略的かつ継続的に取り組むものです。

2、事業概要の(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、輸出に取り組むJAや農業者など、県内事業者の掘り起こしから輸出に至るまで総合的に支援するものです。輸出拡大に向けて、輸出障壁への対応など、各事業者の課題解決を支援し、新規国、新規品目の輸出拡大につなげてまいります。

(2)海外輸出拡大対策事業は、海外バイヤーの招聘、海外小売店、飲食店でのプロモーション、新規国での販路開拓に取り組むものです。加えて、今年度から、TSMCの進出決定により、経済的な結びつきがさらに深まると期待される台湾への輸出について、県内港を活用した試験輸送に取り組んでまいります。

次に、(3)輸出マーケットイン販路開拓事業は、輸出拡大の阻害要因となっている輸出

先国の様々な規制や現地ニーズに対応した生産を行う産地の形成、商品の提案活動等を支援するものです。これまで、主に東南アジア向け果物やEU向けカキの輸出拡大に取り組んでおりますが、今年度は北米市場向けの販路拡大に向けた調査を実施してまいります。

続きまして、2、県産品の認知度向上及び販路拡大です。

県産品の販路拡大のため、物産振興団体や事業者の商品開発等の支援を通じて、コロナ禍における県産品の認知度向上や販路開拓を図るものです。

2、事業概要の(2) e-コマースの強化による雇用創出事業は、ECサイトやSNSを活用した県産品情報の発信の強化と中小企業者のIT化支援を行う専門スタッフを配置するものです。

68ページをお願いします。

(5)、新規事業の首都圏等県産品販路拡大事業は、商談会や首都圏はじめ大阪、福岡などの都市圏における百貨店等でのフェア開催や首都圏アンテナショップを軸とした県産品の販路拡大のための取組を行うものです。

(6) 伝統的工芸品販路開拓支援事業は、新たな工芸品の開発やECサイトを活用した販路開拓、それから新たな担い手確保に向けたインターンシップツアーの開催等に取り組むことで、伝統的工芸品産業の振興発展を図るものです。

続きまして、3、球磨焼酎のトップブランド化の推進です。

事業概要の球磨焼酎リブランディング事業は、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに基づく球磨焼酎のトップ・オブ・ザ・ワールド戦略の実現のための事業です。

具体的に、球磨焼酎の歴史や文化等に焦点を絞った魅力発掘や知名度向上のための情報発信、フェアの開催などを総合的に展開し、球磨焼酎のトップブランド化を目指すものです。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、竹田企業局長。

○竹田企業局長 企業局の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料、組織機構図及び役付職員名簿の22ページを御覧ください。

企業局は、本庁に総務経営課と工務課の2課、出先機関として、発電総合管理所と都呂々ダム管理事務所の2か所がございます。職員数は、本庁と出先機関を合わせて57名の体制となっています。

23ページ、24ページは、企業局の役付職員名簿及び事務分掌でございます。

次に、企業局が所管する事業の概要につきまして御説明いたします。

資料、令和4年度主要事業及び新規事業の69ページを御覧ください。

ここにあります令和4年度当初予算総括表の一番左の列に記載のとおり、現在、地方公営企業として、電気事業、工業用水道事業、そして有料駐車場事業の3つの事業を行っております。

電気事業では、7つの水力発電所を運営しています。このうち、規模の大きな4つの発電所のリニューアル事業を進めており、市房第一、第二発電所につきましては、令和2年5月までに工事が完了し、発電を再開しております。残る緑川第一、第二発電所につきましても、今年9月までには工事が完了し、発電を再開する見込みです。

これらのリニューアル事業の結果、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用により、安定的な売電収入の確保を図ってまいります。

次に、工業用水道事業では、有明、八代、

そして苓北の3つの工業用水道を運営しています。このうち、有明及び八代工業用水道については、多くの未利用水や多額のダム関連経費の負担から経営が厳しい状況にあります。そのため、昨年4月から、施設の運営権を民間事業者を設定するコンセッション方式を導入するなど、経費節減に努めているところです。引き続き、運営事業者と連携し、工業用水の安定供給や需要拡大に取り組んでまいります。

3つ目の有料駐車場事業では、熊本市中央区安政町と新屋敷において有料駐車場を運営しています。昨年度から2期目の指定管理期間がスタートしたところです。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用台数の減少が続いている状況でございます。引き続き指定管理者と連携し、適切な維持管理と安定的な経営を図ってまいります。

なお、県政貢献としまして、利益が上がっている電気事業と有料駐車場事業から、合わせて5億5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしています。

以上が事業の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○亀丸総務経営課長 総務経営課でございます。

資料の先ほどの69ページ、令和4年度当初予算総括表をお願いいたします。

企業局におきましては、企業会計により事業を運営しておりますので、電気、工業用水道及び有料駐車場の3つの事業ごとに収益的収支と資本的収支に分けて予算を計上しております。

収益的収支とは、損益計算書の収益と費用に当たるもので、また、資本的収支とは、貸借対照表の資産取得などに係る資金の収支でございます。

最下段の合計欄ですが、3事業を合わせた収入総額は、前年度比1,700万円余減の66億5,900万円余、支出総額は、前年度比1億8,300万円余増の83億5,100万円余となっております。

なお、説明資料70ページの表につきましては、工業用水道事業会計の内訳といたしまして、有明、八代及び苓北の3工業用水ごとに取りまとめたものでございます。

71ページをお願いいたします。

まず、1、「経営戦略」に基づく取組みの推進でございます。

企業局におきましては、経営基本計画に基づき、3つの事業を経営しており、現行の第5期経営基本計画は、令和2年3月に、計画期間10年間の企業局経営戦略2020として策定したところでございます。

同戦略では、戦略目標として、全事業の黒字化、新規事業に挑戦、地域貢献の充実という3つの目標を掲げ、年次計画であるアクションプランに沿って、具体的な取組を進めております。

3つの戦略目標と主な取組につきましては、(1)から(3)に記載のとおりでございます。

次に、経営しております3事業の経営状況等につきまして御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

1つ目は、電気事業でございます。

1、施設等の状況に記載のとおり、市房第一発電所から菊鹿発電所まで7つの水力発電所を運営しております。

次に、2、経営状況等でございます。

現在、緑川第一、第二発電所で進めておりますリニューアル事業につきましては、本年度で全ての工事が完了し、緑川第一は8月頃、緑川第二は9月頃に発電を再開する予定でございます。

なお、両発電所の再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆるFITというもので

ございますが、その制度への移行に伴いまして、売電価格が約2.5倍に上昇することにより、リニューアル前に比べまして、市房第一、第二発電所と合わせて、年間10数億円程度の増収を見込んでおります。

また、(4)ですが、再生可能エネルギーの導入促進に向けて、小水力発電の開発可能性調査を現在進めているところでございます。

73ページをお願いいたします。

2つ目は、工業用水道事業でございます。

1、施設等の状況に記載のとおり、有明、八代、苓北の3つの工業用水道事業を運営しております。

次に、2、経営状況等でございます。

有明、八代の工業用水道につきましては、共に多量の未利用水を抱えていることやダム関連経費等の負担も大きいことから、厳しい経営状況が続いております。そのため、令和3年度からコンセッション方式を導入するなど、経費の節減に努めているところでございます。

また、引き続き、県や関係市町の企業立地部門と連携いたしまして、工業用水を使用する企業の誘致に努めるとともに、既に立地し地下水や上水道を利用している企業の工業用水への転換を図るなど、さらなる需要拡大にも取り組んでまいります。

なお、(2)の苓北工業用水道につきましては、九州電力苓北発電所向けに供給を行っており、安定した経営を行っておるところでございます。

74ページをお願いいたします。

3つ目は、有料駐車場事業でございます。

有料駐車場につきましては、平成28年度から安政町と新屋敷にございます3つの施設一括で利用料金制の指定管理者制度に移行しておりますが、令和3年度から2期目の指定管理に入り、引き続き、民間のノウハウを生かした利用者サービスの向上を図っております。

令和2年度以降、新型コロナの影響もあり、利用台数が、これまでの約20万台に対し、ここ2年ほど15万台で推移していることから、昨年度は、協定書に基づく協議を行い、指定管理者からの納付金の一部を減額いたしました。

なお、県政貢献として、電気事業から5億円、有料駐車場事業から5,000万円、合わせて5億5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしております。この後、工務課長から説明させていただきます。

○伊藤工務課長 工務課でございます。

説明資料の75ページをお願いいたします。

電気事業における主要発電所の発電設備更新等、いわゆる発電所のリニューアル事業について御説明いたします。

企業局では、主力発電所の老朽化や電力自由化への対応として、再生可能エネルギー固定価格買取制度、FIT適用による収益の安定化と設備更新による電力の安定供給により、経営基盤の強化を図りたいと考えております。対象発電所は、市房第一、第二、緑川第一、第二発電所の4か所であります。

水車発電機等の主要な設備を、運用開始後初めて全面更新することで、最新技術の導入により効率が向上し、発電電力量は年間480万キロワットアワーの増加を見込んでおります。

総事業費は、約102億円を見込んでおり、そのうち、最終年度である本年度につきましては、約14億円を計上しております。同時期に行う発電所建屋の改修などの約1億円と合わせますと、予算額は約15億円となります。

76ページをお願いいたします。

全体工期は、平成26年度から本年度までの9年間で、現地工事につきましては、市房は平成30年度から令和2年度、緑川は令和2年度から本年度までとしております。

最後に、FIT適用による売電価格と資金

収支見込みでございます。

リニューアル工事完了後、売電価格が約10円から24円へアップすることで、年間収入は30億円程度となる見込みであり、維持管理運営費や企業債の償還金に充当した上で、将来の設備更新などに備えるための資金や地域貢献のための費用とする予定でございます。

説明は以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

吉野労働委員会事務局長。

○吉野労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

まず初めに、労働委員会の組織機構について御説明申し上げます。

令和4年度組織機構図及び役付職員名簿資料の25ページをお願いいたします。

労働委員会は、労働組合法に基づき設置された労使紛争を解決するための行政委員会です。不当労働行為の救済申立てに対する審査、労働争議の調整及び個別労働関係紛争のあっせん等を行っております。

当委員会は、公益、労働者及び使用者の代表各5名、計15名の委員で構成されております。

事務局は、事務局長を含め、職員数9名でございます。

次に、当初予算及び主要事業を御説明いたします。

令和4年度主要事業及び新規事業資料の77ページをお願いいたします。

当委員会の当初予算は、委員会費として委員報酬を、また、事務局費として職員給与費、運営費として局の事務費や審査、調整等事業費などを計上しています。

78ページをお願いします。

労働委員会の業務は、主なものとして3つございます。

まず、1、不当労働行為事件の審査です。

これは、使用者が資料に記載しておりますような労働組合活動を阻害する行為を行った場合に、労働組合または労働者個人からの申立てを受けて審査を行い、必要に応じて救済命令あるいは和解等による解決を図るものでございます。

次に、2、労働紛争の調整です。

これは、労働組合と使用者との間の紛争が、労使の自主的な話し合いで解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんなどを行い、解決を図るものでございます。

最後に、3、個別労働関係紛争のあっせんです。

労働者個人と使用者との紛争が当事者同士で解決できない場合に、当事者からの申請によりあっせんを行うものでございます。

労働委員会事務局からは以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村亮彦委員長 それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○竹崎和虎委員 御説明ありがとうございます。

37ページです。(1)番のなりわい再建支援事業に関してなんですが、令和3年度末までに500件の交付が決定しておられるとあります。今後の見込みというのは、いかがなものかお教えてください。

○篠田商工振興金融課長 今、令和3年度末で500件の交付決定をしているところでございます。この交付決定で支払い済みが325で

ございますので、その差の175を令和4年度以降払っていくという形でございます。あと、今現在交付申請をまだできていないところが約30件ございまして、公共事業の関係でできてない関係でございますけれども、こういったところも最後の1者まできちっと支援していきたいというふうに思っているところでございます。

○竹崎和虎委員 その中で、ちょうど令和2年の水害でありますので、その当時からコロナ禍であったものの、やっぱり長引いてきた関係で、せつくなりわい、これを使って再建したものの、その後の経営が苦しくなって、もうちょっと断念といいますか、やめてしまおうとしるところがあるやに伺っているんですが、そういったのって何かあってますか。

○篠田商工振興金融課長 今現在具体的に何件かというのはちょっと持っておりませんが、そういったこともあるかと思っております。なぜならば、熊本地震のときもグループ補助金をしてまいりまして、その後、今委員がおっしゃったような事象も起こっているところでございます。そういったときに、国の補助金も入っておりますので、財産処分という形で対応することになるかと思っております。

○竹崎和虎委員 適宜、そこ御対応をいただきながら、できれば再建して、またずっとやっていただくのがベストではあるものの、しっかり寄り添って対応していただければと思います。

次に、商工振興金融課さんか労働雇用創生課さん、どちらになるかなとは思いますが、TSMCの話がありまして、国家的プロジェクトでもありますし、熊本県にとっても県勢浮揚の大きなチャンスでもある。県

全体にその効果が波及できるようにということと取り組んでいただいております一方で、私の地元である地域の商工会長さんとお話をしたときに、その零細企業、規模の小さいところ、パートを10人20人雇ったところがあるそうなんです。最低賃金ぎりぎりの時給でパートさんをどうにか確保してるんだって、我々はっておっしゃってるんですね。TSMCが来て、いろんな産業が広がってくる中で、例えば、時給1,500円とか1,800円とか、そういったのが出てしまうと、うちんとは全部おっ取られてしまうもんなと。そういったときに、もう新たな人を集めるというのはなかなか大変なんだということで、そこら辺に対する何か支援策というか、そういった企業一つ一つに対応するのはなかなか難しいことかもしれませんけれども、何がしかあるものなのかと思っております。

○工藤労働雇用創生課長 TSMC進出決定、以前から人手不足という状況であったかと思っております。そういった中で、製造業に限らず、人材不足、確保への不安の声があるということは十分認識しているところでございます。

まず、1点目として、人材の確保という、人の数といいますか、部分に関しましては、庁内において、御存じかと思いますが、半導体産業集積強化推進本部、PTを設置してありますが、その中で部会を設けてまして、その中で人材育成、確保についての検討を行ってまして、また、そのほか、県内の産学官連携しました人材育成会議も立ち上げたところでございます。そういった中で、産業界のニーズに合った人材育成プログラム等も今検討しているところでございます。

半導体関係に関しては、そういった取組の中で、人材を確保、さらに育成を進めていきたいと、技術短期大学校での新学科設置もございまして、そういった形で進めてまいりた

いと。

ただ、おっしゃっている最賃の話に関しては、昨年大幅に引上げがございまして、確かに、労働局において決定されて、業界においては雇用の確保も厳しいというふうな話は聞いております。

そういった中においては、労働局、国のほうで設けてます業務……。

○竹崎和虎委員 質問とちょっと答えがかみ合っていないかと思うんですが、我々の熊本市西南部地域、西区、南区のほうって、市街化調整区域だったり農振のかぶつとるところもあって、なかなか開発もできていけない部分もありますし、工業団地的なものもないんですよ。

そういった中で、中小企業さんも、もう一生懸命頑張ってるんですけど。そういう最低賃金も上がればいいという話じゃなくて、企業さんもそれに対応していくので苦労されてるわけですよ、零細企業。そういったところの方々が、その東部地域が発展することによって、そっちにパートば取られてしまうと、こっちでも人材が確保できないという心配をされてるんですよ。それに対する何か、その一つの企業に補助ということはできないでしょうけれども、均衡ある発展のために、何か事業として取り組めることってないんですかという質問なんですけどね。

○三輪商工労働部長 おっしゃるとおり、その中小企業の皆様が心配、抜かれてしまうとかいう心配をされていることは、大分お話を伺っております。私も、定期的に、商工団体さん、中小企業団体中央会さんとか商工会連合会、または商工会議所さんから、そのような現場の声も伺いながら、どのように対応していくかということでございます。

半導体の人材の確保につきましては、先ほど担当課長が申しましたような取組を進めて

おります。そのほか、昨年から、東京の、具体的に言うとBPO協会さんという、そういう派遣会社の何か関係を束ねておられます日本BPO協会だったと思います。そこの公益法人をお訪ねしまして、今後、人材派遣関係で、そこの会員になっておられます企業さんから協力をいただくということで、そちらとは常にパイプをつないでいるところでございます。

当然、人が不足する、抜かれてしまうというような課題がございしますが、基本的には、まず人材を、できるだけ県内に残っていただける取組をやる。要するに、今県外に転出される工業高校生とか高専の生徒さんが多くございます。できるだけ残ってもらうようにする取組と、あとはU I Jターンとか移住、定住策を強化いたしまして、熊本に戻って来ってもらう、来てもらう施策、それと熊本で人材を育てる施策をうまく絡めながら、繰り返しますが、事業者団体さんからもいろんな意見を伺いながら、そのような心配が少しでも払拭できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○竹崎和虎委員 力強いお言葉ありがとうございます。

熊本市内の中でも、私のところ、飽田、天明、河内という旧飽託郡だった地域ですね。一番人口の減少率が高いんですよ。やっぱりそういった人の流出というのを地域としても危惧しておるものですから、ぜひ取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○中村亮彦委員長 ほかにございせんか。

○橋口海平委員 63ページ、観光企画課のスマートツーリズムの推進のところの、すみません、初歩的なちょっと質問なんですけど、新

しい観光スタイルというのが出てきているんですが、新しい観光スタイルってどういったのが新しい観光スタイルになるんでしょうか。

○川寄観光企画課長 観光企画課です。

これは、コロナで、やっぱり私達の行動が、今までの従来の接触型ですとか、人と対面するとか、そういうのがなかなか難しくなっている状況の中で、その中で今回、このデジタルスマートツーリズムというのを立ち上げるわけですけれども、一番分かりやすいのは、非接触型で入場料金を例えば払うとか、お客様と会社の従業員の人たちが会わないとか、なるだけ会う機会を減らすとか、密にならないとか、そういう何かをまずつくり上げたい。そんな状況をつくり上げた中でも、観光客の方たちは、やっぱりしっかり観光地に来て、しっかりお金は落としていってくれるというような、そういう新しい観光スタイルをイメージしております。

○橋口海平委員 それに向けて、観光MaaSとか、そういったのを取り組まれると思うんですが、以前吉永先生も一般質問で取り上げたと思うんですが、ぜひ、おっしゃるとおり、イメージ的に新しい観光スタイルってもっと何か先進的なことなのかなと思ったんですが、基本的なことだったんですが、しっかりとそういうのを頑張って取り組んでいていただきたいと思います。

○中村亮彦委員長 ほかにございませんか。

○高野洋介委員 44ページの産業支援課にお尋ねしますが、1の産業成長ビジョンの推進の中で、事業目的で、クロスにより、次代を切り開く価値を創造して、快適で豊かな県民生活を実現する熊本って、具体的にどういう熊本なんですか。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

御質問ありがとうございます。

こちらクロスと申しますのは、例えばオープンイノベーションといったようなことかと考えてございます。例えば、半導体企業が、半導体を造るだけではなくて、その半導体技術を生かして、医療用のセンサーを造るとか、そういったことで医療技術が格段に進歩するというようなことも考えられるかと思っております。

そうした異業種がクロスすることによって新たな技術が生まれ、その技術によって県民生活の向上が生まれるというふうに考えてございまして、今まで我が産業支援課で打ち立てておりました成長ビジョンに関しては、各業種で成長を応援するようなものが多かったんですけれども、このビジョンの一番の肝は、そうしたクロス、異業種交流ですとかオープンイノベーションを応援することによって、新たな付加価値、それが県民の生活向上につながるというようなことを目指しているものとなっております。

○高野洋介委員 いまいちそれが県民生活の豊かさというのには、ちょっと私、何かぐっと来ないというか、もう少し具体性を持ってしないと、ざっとしとるでしょう。だけん、今後、もう少し我々に分かるように具体的にですよ、それが俺たちの県民生活の向上につながるとかなってなったときに、多分誰もつながるとは感じないですよ。執行部もそうだと思います。本当に、書くなら本当に感じるような施策というのを具体的に今から示していかないと多分駄目だと思いますので、そこはしっかり今後やってください。

以上です。

○中村亮彦委員長 いいですか。ほかにござ

いませんか。

○鎌田聡委員 40ページですね。労働雇用創生課にお尋ねします。

2の(3)で、コロナ対策分で在籍型出向の関係が記載されておりますけれども、実際、どのくらいの方が出向されて雇用が繋がれているのかということ、実績値について教えていただきたいと思っておりますけれども。

○工藤労働雇用創生課長 在籍型出向に係る実績ということでお尋ねかと思えます。

これにつきましては、国の支援策でございます産業雇用安定助成金が該当するかと思えますが、こちら今年の2月末現在で、県内で20件、人数にしまして104人の契約と申しますか、実績につながっているというふう聞いております。

○鎌田聡委員 じゃあ、また引き続きやられるということで、これまたさらにこの分が多分膨らんでいくのかと思っておりますけれども、ただ、いつまでもこの在籍型出向でつないでいけるのかということも、やっぱりコロナ禍の状況も含めて、その後、出向出してる元の企業側の体力とか、そういったこともあると思っておりますけれども、これいつまでどうやるんですかね。ずっと続けていくんですかね。

○工藤労働雇用創生課長 この事業の継続については、申し訳ありません、現時点で期間については把握できてませんので、確認次第、また報告にいきたいと思えます。

○鎌田聡委員 この在籍型出向でどれだけ救われてるのは104人ということだったと思っておりますけれども、今後、多分またこれが膨らむのか、そして、こういった事業がどう行くのか、あとは、もうどっかの時点で、在籍じゃなく転籍とか、そういった扱いも企業の今

後の成り行きによっては必要になってくるかと思っておりますので、そういったことも含めた専門家派遣ですかね、そういったところのアドバイスもしっかりやっていただいて、そこで出向された方が不利益にならないような対応を、ぜひよろしく願いしておきたいと思っております。後で教えてください、分かれば。

○中村亮彦委員長 よろしいですか。

○鎌田聡委員 はい。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○吉永和世委員 TSMCと調印が終わってということで、1兆円の投資、あと1,700人の雇用というのすごくうれしい話題があって、それによって関連産業も企業進出してきてということで、雇用もまたどんどん増えていくということで非常にありがたいことなんですが、それと併せて県が新たに工業団地を整備するというので発表になっているわけでありまして、工業団地を整備するに当たって、これまで工業団地だけを整備してきたというのはあると思うんですけれども、今後は、やっぱりその周辺地域、やっぱり工業団地があって、その周りの周辺地域も同時に開発するというような形で整備していく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の考え方というのはどうなんでしょうか。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

委員おっしゃるとおり、工業団地を単に造るだけではなくて、もったいないと思っておりますので、やはり工業団地を造ることで産業が集積していく、また、併せて周辺の市町村の方と御協力しながら、例えば、まちづくりということで、住宅ですとかそういったも

のを含めながらつくっていくことで、周辺地域全体が発展していくものと思っておりますので、また今後検討していく段階で、市町村さんの意見を聞きながら、どのような工業団地がいいのか、まちづくりを含めた取組がいいのかを協議していきたいというふうに思っております。

○吉永和世委員 ぜひそういう考えを持っていただいて、地元の市町村、市町だと思んですけど、そこをしっかりと連携取っていただいて、その町のビジョンというのがあるとすれば、それとしっかりと連携して取り組んでいただくということが、さらなる工業団地の整備、新たな産業団地という形で開発が進むのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村亮彦委員長 よろしいですか。

ほかにございせんか。――なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で委員から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後3時23分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長